佐久市看護学生支援給付金支給要綱

【制定理由】

これは、安定した看護人材の確保を図るため、新たに市内の看護師養成施設へ入学した者又は同施設を卒業し、新たに市内の病院等に就職した者に対し、給付金を支給するため、必要な事項を定めようとするものであります。

佐久市看護学生支援給付金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、将来的に安定した看護人材の確保を図るため、新たに市内の看護師養成施設へ入学した者又は同施設を卒業し、新たに市内の病院等に就職した者に対して、予算の範囲内で佐久市看護学生支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）看護師養成施設　保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号。以下「法」という。）第２１条第１号から第３号までに規定する大学、学校及び看護師養成所（通信制及び通信教育の課程を除く。）をいう。

（２）病院等　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所をいう。

（３）看護師　法第５条に規定する者をいう。

（支給の対象）

第３条　給付金の支給対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）市内の看護師養成施設へ入学した者

（２）市内の看護師養成施設を卒業し、市内の病院等へ就職した者

（給付金の種類、支給の要件及び金額）

第４条　給付金の種類、支給の要件及び金額は、次のとおりとする。

給付金の種類	支給の要件	金額
看護師養成施設入学給付金	次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 （１）給付金の支給申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度に市内の看護師養成施設へ入学していること。 （２）当該看護師養成施設を卒業し、及び看護師の国家資格を取得する意思があること。 （３）申請日時点で本市の住民基本台帳に記載されていること。 （４）申請日以前に看護師養成施設入学給付金の支給を受けていないこと。	１５万円
看護師就職給付金	次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 （１）看護師の国家資格を取得していること。 （２）申請日の属する年度の前年度３月に市内の看護師養成施設を卒業していること。 （３）申請日の属する年度に市内の病院等へ看護師として就職していること。 （４）病院等の規程による正規職員であること。 （５）申請日時点で本市の住民基本台帳に記載されていること。 （６）申請日以前に看護師就職給付金の支給を受けていないこと。	１０万円

（支給の申請）

第５条　給付金の支給を受けようとする者は、佐久市看護学生支援給付金支給申請書兼請求書（様式第１号）に看護師養成施設に在学していることを証する書類(看護師養成施設入学給付金の申請に限る。)、看護師養成施設を卒業したことを証する書類の写し及び看護師免許証の写し（看護師就職給付金の申請に限る。）のほか、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請の期限は、市内の看護師養成施設へ入学した日又は市内の病院等へ就職した日の属する年度の２月末日と

する。

（支給の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、佐久市看護学生支援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。

３　前項の規定は、第１項に規定する給付金を交付する旨の決定（以下「支給決定」という。）後においても適用があるものとする。

（退学の届出等）

第７条　看護師養成施設入学給付金の支給決定を受けた者が、当該給付金の支給に係る看護師養成施設を退学したときは、速やかに事実を証する書類を添付して、市長に届け出なければならない。

（支給決定の取消し）

第８条　市長は、支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）この要綱に定める給付金の支給の資格を有しないことが判明したとき。

（２）前条の規定による届出があったとき又は支給決定を受けた者が退学したと認められるとき。

（３）偽りその他不正の手段により支給決定を受けたと認めるとき。

（給付金の返還）

第９条　前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、当該給付金の支給を受けた者は、市長が定める日までに給付金を返還しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和９年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。

様式第１号（第５条関係）

年　月　日

（申請（請求）先）佐久市長

住　所
氏　名
電話番号

佐久市看護学生支援給付金支給申請書兼請求書

佐久市看護学生支援給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請（請求）します。

なお、この給付金の支給申請に当たり、私の住民基本台帳の記載状況について、市長が関係部局に報告を求めることに同意します。また、佐久市看護学生支援給付金支給要綱第８条の規定による取消しを受けた場合は、同要綱第９条の規定により既に支給を受けた給付金を速やかに返還します。

記

1　給付金の申請内容（該当する□に✔）

給付金の種類	支給の要件	金額
□ 看護師養成施設入学給付金	□ 次に掲げる要件の全てを満たしている。 （１）給付金の支給申請をする日（以下「申請日」という。）の属する年度に市内の看護師養成施設へ入学していること。 （２）当該看護師養成施設を卒業し、及び看護師の国家資格を取得する意思があること。 （３）申請日時点で本市の住民基本台帳に記載されていること。 （４）申請日以前に看護師養成施設入学給付金の支給を受けていないこと。	□ 15万円
□ 看護師就職給付金	□ 次に掲げる要件の全てを満たしている。 （１）看護師の国家資格を取得していること。 （２）申請日の属する年度の前年度３月に市内の看護師養成施設を卒業していること。 （３）申請日の属する年度に市内の病院等へ看護師として就職していること。 （４）病院等の規程による正規職員であること。 （５）申請日時点で本市の住民基本台帳に記載されていること。 （６）申請日以前に看護師就職給付金の支給を受けていないこと。	□ 10万円

2　振込先

金融機関	銀行、信用金庫 信用組合、農協	支店、支所 出張所	
口座番号		口座の種類	普通　・　当座
（フリガナ） 口座名義			

3　看護師養成施設又は病院等の確認欄

（看護師養成施設又は病院等の開設者若しくは長の証明を受けてください。）

（１）給付金の種類及び証明内容（該当する□に✔）

□ 看護師養成施設入学給付金
当該申請者が入学したことを証明します。

□ 看護師就職給付金
当該申請者が法第5条に定める看護師、かつ、正規職員として就職したことを証明します。

（２）入学日又は就職日　　年　月　日

（３）入学又は就職した施設等の名称

（４）証明日　　年　月　日

（５）証明者　住　所：
法　人　名　等：
代表者役職、氏名：　　㊞

4　添付書類

看護師就職給付金を申請する場合は、看護師養成施設を卒業したことを証する書類の写し及び看護師免許証の写しを添付すること。

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

佐久市長　　印

佐久市看護学生支援給付金支給（不支給）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった佐久市看護学生支援給付金について、下記のとおり支給（不支給）決定しましたので通知します。

記

１　支給申請額　　円

２　支給決定額　　円

３　その他